

# マイナンバー制度の概要

税理士  
宮本 雄司

number  
11

個人番号の利用範囲3分野のうちのひとつは税分野であり、また、法人番号の所管は国税庁です。税理士は、マイナンバー制度に密接に関わります。税理士自身が事業者として、また、委託を受けた者として、特定個人情報等の適切な安全管理措置を講じなければなりません。これに反した場合は、特定個人情報保護委員会による勧告や是正命令の対象になり、この命令に違反した場合は刑事罰になります。なお、特定個人情報保護委員会は改組され、内閣府の

## 税理士の位置付けと役割

外局機関「個人情報保護委員会」が設置される予定です。特定個人情報に限定せず、広く個人情報等の取扱いに関する監督等を行います。

番号法上、税理士は、①番号を取り扱う事業者、②クライアントから番号を取り扱う事務の委託を受けた受託者、③納税者の代理人の立場が想定されます。

①税理士事務所において従業員を雇っている場合、源泉徴収票作成事務や社会保険届出事務等で従業員の特定個人情報を取り扱います。

②税理士は、クライアントから源泉徴収票作成事務等の委託を受けます。委託者であるクライアントは、委託先の適切な選定をして、特定個人情報が適正に取り扱われるよう監督しなければなりません。税理士は選択され、監督を受ける立場となります。

③税理士が納税者に代わって税務申告を行う場合には、代理人として特定個人情報を代理人として特定個人情報を税務署等に提供する上にあります。書面提出の場合には、納税者の個人番号カードの写し等により本人の番号確認が行われます。また、税理士証票等による代理人の身元確認及び税務代理権限証書による代理権の確認が行われます。

当局が地方公共団体情報システムに納税者の番号確認をしますので、個人番号カードの写し等は不要です。代理人の現元確認は税理士の電子証明書により、代理権の確認は税務代理権限証書データの送信により行われます。

税理士法により、税理士及び従業者には守秘義務が課されています。今後は、番号法や特定個人情報ガイドラインを遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱わなければなりません。また、これまで個人情報の取扱件数が5000件以下の小規模事業者は個人情報保護法の対象外でしたが、3月10日に個人情報保護法の改正案が閣議決定され、その例外規定が廃止される見込みです。個人情報の取扱い件数

に応じて安全管理措置を講じなければなりません。

また、マイナンバー制度について周知を図り、特定個人情報等の適正な具体的な取扱いや安全管理措置等についてアイデアを出し、税理士の役割のひとつと考えておきましょう。

内閣官房のマイナンバー社会サイト

【マイナンバーに関するWebsite】  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/>

特定個人情報保護委員会  
<http://www.ppc.go.jp/saku/bangoseido/>

# 件数に関わらず安全管理措置を個人情報5000件以下の例外規定が廃止

当局が地方公共団体情報システムに納税者の番号確認をしますので、個人番号カードの写し等は不要です。代理人の現元確認は税理士の電子証明書により、代理権の確認は税務代理権限証書データの送信により行われます。

税理士法により、税理士及び従業者には守秘義務が課されています。今後は、番号法や特定個人情報ガイドラインを遵守し、特定個人情報等を適正に取り扱わなければなりません。また、これまで個人情報の取扱件数が5000件以下の小規模事業者は個人情報保護法の対象外でしたが、3月10日に個人情報保護法の改正案が閣議決定され、その例外規定が廃止される見込みです。個人情報の取扱い件数

に応じて安全管理措置を講じなければなりません。

また、マイナンバー制度について周知を図り、特定個人情報等の適正な具体的な取扱いや安全管理措置等についてアイデアを出し、税理士の役割のひとつと考えておきましょう。

内閣官房のマイナンバー社会サイト

【マイナンバーに関するWebサイト】  
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/>

特定個人情報保護委員会  
<http://www.ppc.go.jp/saku/bangoseido/>

政府広報オフィシャル（<http://www.gov-online.go.jp/tokusyu/mynumber>）